

Q1 どんな人が加入するの？

A 国民年金は、国内に住所のある20歳以上60歳未満の全ての方が加入し、次のいずれかの被保険者となります。

第1号被保険者	自営業・学生・無職の方など 保険料は、自分で納めます。
第2号被保険者	会社員・公務員などの厚生年金の加入者 保険料は、給与から天引きされます。
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養されている配偶者 保険料は、第2号被保険者の年金制度全体で負担します。

Q2 第1号被保険者の保険料は？

A 定額保険料(月額) 16,980円(令和6年度)  
付加保険料(月額) 400円(任意加入)

※年金受給額を増やす制度として、任意加入の「国民年金基金制度」もあります。  
※まとめて納める前納制度や、当月分を月末に口座振替する早割制度を利用すれば、保険料が割引されます。

Q3 保険料の納付方法は？

A 日本年金機構から送付される納付書により、金融機関、ゆうちょ銀行、コンビニエンスストア、インターネットバンキング、スマートフォンアプリで納めてください。口座振替、クレジットカードもご利用いただけます。

Q4 国民年金の受給額は？【年額】

A 基礎年金額は下表のとおりです。(令和6年度)

老齢基礎年金	原則65歳から一生涯支給 68歳以下／816,000円 69歳以上／813,700円 (40年納付した方)
障害基礎年金	国民年金加入中または20歳前の病気やけがで障害が残ったとき 1級：68歳以下／1,020,000円 69歳以上／1,017,125円 2級：68歳以下／816,000円 69歳以上／813,700円
遺族基礎年金	18歳以下の子を残して亡くなったとき 子が1人いる妻(夫)が受給する場合 68歳以下／1,050,800円 69歳以上／1,048,500円

年金受給額に200円×納付月数(年額)が加算される「付加年金」、夫が亡くなったときに、一定の要件をすべて満たす妻に60歳から65歳になるまで支給される「寡婦年金」、一定の要件を満たすと支給される「死亡一時金」があります。

Q5 保険料の納付が難しいときは？

A 保険料の免除や納付猶予の制度があります。申請に基づき日本年金機構が対象者の前年所得を審査し、承認を受けると納付が免除もしくは猶予されます。

- 前年所得が一定額以下の  
自営業・無職の方など…「保険料免除制度」  
全額、3/4、1/2、1/4の保険料が免除されます。  
本人・配偶者・世帯主の前年所得で審査します。  
※一部免除の方は、残りの保険料を納めないと未納になりますのでご注意ください。
- 50歳未満の方…「納付猶予制度」  
保険料の納付が猶予されます。  
本人・配偶者の前年所得で審査します。
- 対象校の学生の方…「学生納付特例制度」  
学生の間、保険料の納付が猶予されます。  
本人の前年所得で審査します。

年金を受給するには、納付期間などの受給資格期間が10年以上必要です。免除・猶予期間は、受給資格期間に含まれます。未納にしまうと、受給資格期間に含まれず、高齢になったとき老齢基礎年金が受給できなかつたり、障害年金や遺族年金を受給できない場合があります。

ご注意ください



年金のご相談・問い合わせ

- ①東北福島年金事務所 電話相談は☎535-0141
- ②街角の年金相談センター福島(対面相談のみ)  
所在地：北五老内町7-5 イズム37 2階  
①と②の対面相談の予約は ☎0570-05-4890  
(「050」から始まるIP電話からは☎03-6631-7521)
- ③ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165  
(「050」から始まるIP電話からは☎03-6700-1165)

相談受付時間

- ・祝日、年末年始を除く月～金曜日  
午前8時30分～午後5時15分  
※週初めの開所日は午後7時まで延長。
- ・第2土曜日(①と③のみ)  
午前9時30分～午後4時

老齢基礎年金の相談・請求手続きはインターネットからも予約できます

日本年金機構 予約相談

検索



受付時間：土日祝日含め毎日  
午前8時～午後11時30分

